

多摩市公共サイン整備基本計画 概要版

1. 基本計画の位置づけ

多摩市では、昭和 61 年に「多摩市サイン計画」を策定、平成 2 年にその後の公共サインの整備状況や社会状況の変化を受けて同計画を改定し、市内の公共サインの整備を行っている。

一方、これら計画に基づき整備した公共サインは、**設置から 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいる**。また東京都では、平成 27 年 2 月に「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を改定し、サインの設置場所や掲載内容、多言語対応など、**本指針で示された基準や整備水準への対応が求められている**。

本計画はこのような状況を踏まえ、「多摩市公共サインガイドライン」（平成 30 年 3 月）と整合した市内公共サインの再整備方針を定めるとともに、**特に市内外の多くの人々が利用する駅周辺地区を重点エリアとして設定し**、同エリアを対象とした具体的なサイン整備計画を定めるものである。

<基本計画で対象とするサインの種類>

本計画でサインの配置計画や整備基準を定めるサインの種類は、**案内サインと誘導サインの 2 種類**とする。

なお、Ⅲで示す「公共サイン整備の基本的考え方」については、道路名称サイン等も対象として考え方を整理する。



2. 基本計画の構成

I 基本計画の位置づけ	基本計画の位置づけ / 基本計画で対象とするサインの種類
II 市内公共サイン等の現状	市内の道路・交通体系と公共施設 / 公共サインの整備状況
III 公共サイン整備の基本的考え方	市内公共サインの現状の課題 / 公共サイン整備方針 サイン種別の整備・配置の考え方 / 既存サインの撤去・更新の考え方
IV 案内サイン・誘導サインの配置計画	案内サインの配置計画 / 誘導対象施設の設定/誘導サインの配置計画
V 案内サイン・誘導サインの整備基準	基本事項 / 個別事項
VI 重点エリアにおけるサイン整備計画	重点エリアの設定 / サイン配置計画
VII 公共サイン整備のスケジュール	

3. 市内公共サインの現状の課題

<p>A 全体的な老朽化、記載情報の修正方法の不統一</p> <p>塗装の劣化やカビの付着</p>	<p>B 配置、設置箇所の妥当性</p> <p>必要性や設置箇所の再検討が必要と考えられる案内サイン</p>
<p>C デザイン等の不統一</p> <p>異なるタイプの誘導サイン</p>	<p>D 多言語対応、分かりやすさ</p> <p><JIS 規格化のピクトグラム例></p> <p>病院 お手洗</p> <p>ピクトグラムが JIS 規格化されている標準案内用図記号と異なる</p>
<p>E 設置・管理：設置年月日や管理者等の表記がなく、管理しにくい状況</p>	

4. 公共サイン整備方針

- 「多摩市公共サインガイドライン」を踏まえたデザインや表示方法の統一**
 - 今後、新たに整備する公共サインについては、「多摩市公共サインガイドライン」で定める「デザイン基準」や「表示基準」を踏襲し、デザインや表示方法を統一する。
- 必要性の低い既存の公共サインの撤去**
 - 現在設置されている公共サインの多くは老朽化しており、また必要性が低いと判断されるサインも存在することから、今後は本計画の中で定めるサイン配置計画のもとで、計画に定める設置箇所以外に設置されている既存サインについては撤去していくことを基本とする。
- 記載内容の変更や更新の容易性を考慮したデザインや地図等の印刷方法の採用**
 - 今後の公共サイン整備にあたっては情報の更新を前提とし、変更や更新の容易性を考慮したデザインや地図等の印刷方法を採用する。また誘導サインについても、誘導施設の追加にも柔軟に対応できるよう考慮する。
- 来訪者に対する公共サインの必要性が高い駅周辺におけるサイン整備の重点化**
 - 市全域を対象とした公共サイン整備を一度に行うことは困難であることから、特にサインの必要性が高い駅周辺を公共サイン整備の重点エリアとして設定し、サイン整備を先行して進めることとする。
- 駅周辺内の周辺案内サインを対象とした Wi-Fi アクセスポイントや広告導入の検討**
 - 昨今の訪日外国人旅行者の増加等を踏まえ、駅周辺内の案内サインに Wi-Fi アクセスポイントと呼ばれる機器を設置し、インターネット接続環境を提供する方策について検討する。また、周辺案内サインへの広告を導入することによる維持管理費の削減やデジタルサイネージ等の最先端の技術を用いたサイン導入についても検討する。

5. サイン種別の整備・配置の考え方

①案内サイン

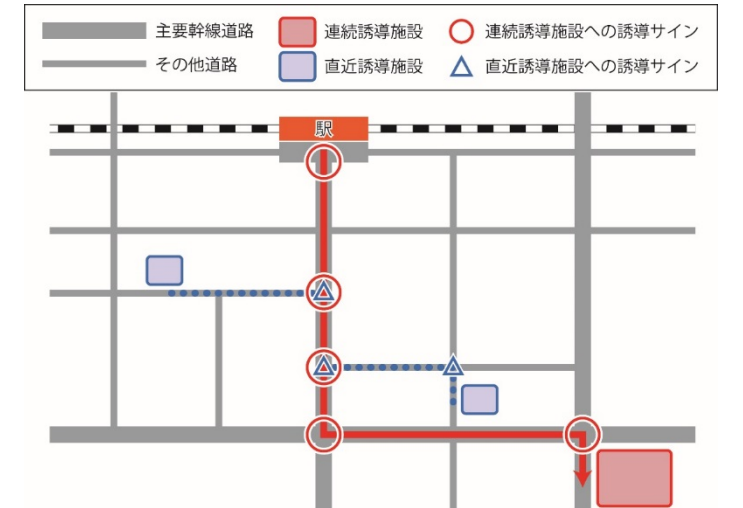
案内サインについては、市役所前と駅周辺、および多くの人々が利用する拠点的な公園の周辺に設置することを基本とする。

②誘導サイン

誘導サインは、まず誘導を行う対象施設を設定した上で、その施設に歩行者等を誘導する上で必要となる箇所（分岐点等）に設置することになるが、誘導対象とする施設は、市役所や駅など、不特定多数の人が利用する重点的な誘導が必要な施設と、地域のコミュニティセンターなど、近隣の住民の利用が主となる施設に分けることができる。そこで前者を「連続誘導施設」、後者を「直近誘導施設」として仕分けし、誘導サインの設置箇所を設定する。

連続誘導施設	駅を起点として誘導対象施設までの移動ルートを設定し、起点およびルート分岐点の全てで対象施設の方向を誘導サインで示す施設
直近誘導施設	主要幹線道路から誘導対象施設に向かう分岐点で対象施設の方向を誘導サインで示す施設

■誘導サイン配置模式図



6. 既存サインの撤去・更新の考え方

今後の個々のサイン整備の方向は、新設も含めて大きく以下の 4 つに区分して考える。

存置	・既存サインが健全で記載情報に誤り等が無い場合、そのまま据え置く
更新	・継続使用が困難と判断されるサインの撤去・新設、または異なるタイプへの刷新・高機能化
新設	・サインが必要な場所に現状でサインが設置されていない場合
撤去	・現状で必要性が低い場所にサインが設置されている場合 ・新設のサインと旧タイプの既存サインが同一の誘導ルート上に混在することで、誘導上混乱が生じると判断される場合

7. 案内サイン・誘導サインの整備基準

＜案内サイン＞

①記載する情報と内容

案内サインは、市全域図と周辺案内図の両方を掲載する「広域+周辺一体型案内サイン」と周辺案内図だけを掲載する「周辺案内サイン」の2種類とする。

市全域図：市域と隣接市との位置関係、主要幹線道路、鉄道および駅、河川、町名・地番、市役所や総合公園等の主要な施設を掲載。(地図の向き：北を上)

周辺案内図：1 km 四方を 1/1,000 の縮尺で示し、以下に示す施設等を掲載する。(地図の向き：前方を上)

■誘導サイン配置模式図

掲載する項目	掲載基準・備考	図形表現	ビジュアル	名称表示
行政区分	市名・市境 町丁目名・町丁目界	○	○	○
交通施設	道路	○	○	○
	鉄道	○	○	○
	鉄道駅	○	○	○
	タクシー乗り場 バスターミナル・バス停	○	○	○
公共・公益施設	市役所・出張所	○	○	○
	国・都の機関、 公共地方サービス機関	△	○	○
	警察署・交番	○	○	○
	消防署	○	○	○
	郵便局	○	○	○
	医療・保健施設	○	○	○
	学校	○	○	○
	図書館	△	○	○
	文化・スポーツ施設	△	○	○
	公園緑地	○	○	○
	児童館・子育てセンター	△	○	○
	コミュニティセンター・公民館	△	○	○
	福祉関係施設	△	○	○
	民間施設	銀行	○	○
ホテル		△	○	○
百貨店・スーパー		○	○	○
観光施設		○	○	○
名所旧跡	ゴルフ場	○	○	○
	寺社仏閣	○	○	○
公共設備	史跡	○	○	○
	公衆トイレ	○	○	○
その他	Eレバー・Eレバー	○	○	○
	河川	○	○	○
	団地・集合住宅	○	○	○
	ランドマーク施設等	△	○	○
広域避難場所・避難所	○	○	○	
AED	○	○	○	

■周辺案内図の表示イメージ

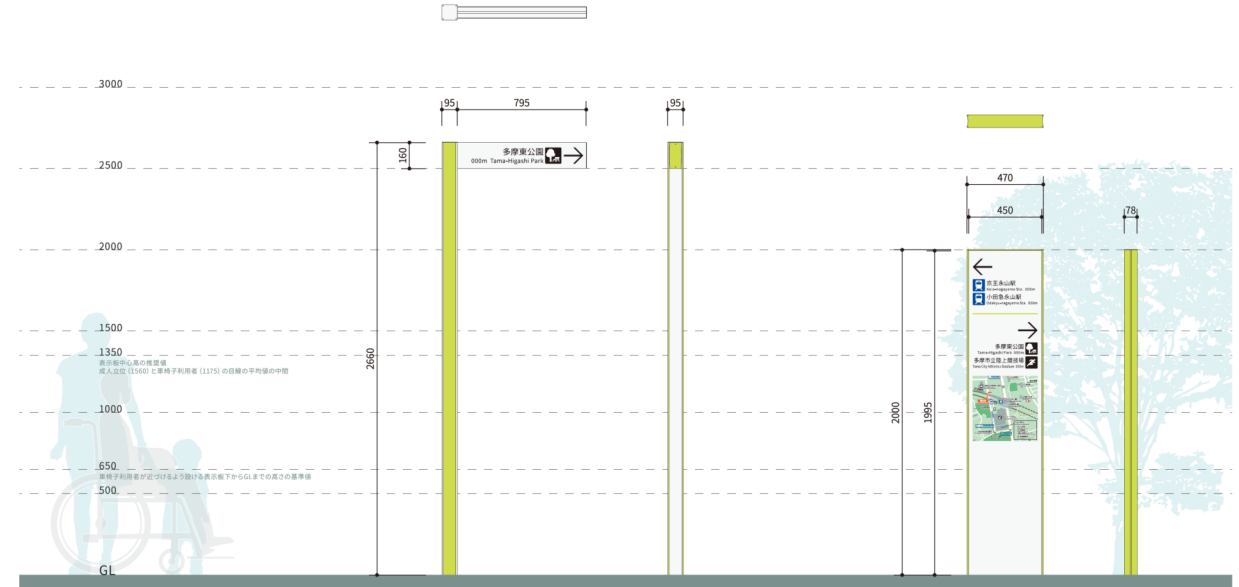


＜誘導サイン＞

①誘導サインの種類

「矢羽型」と「立板型」の2種類とし、地上に設置するものは比較的文字を大きく表示可能な「矢羽型」、ペDESTリアンデッキや歩行者専用道路上に設置するものは、歩行者がサインの前に立って方向を確認する前提で、文字を一定程度小さくできる代わりに表示できる誘導施設数を多く設定できる「立板型」を採用することを基本とする。

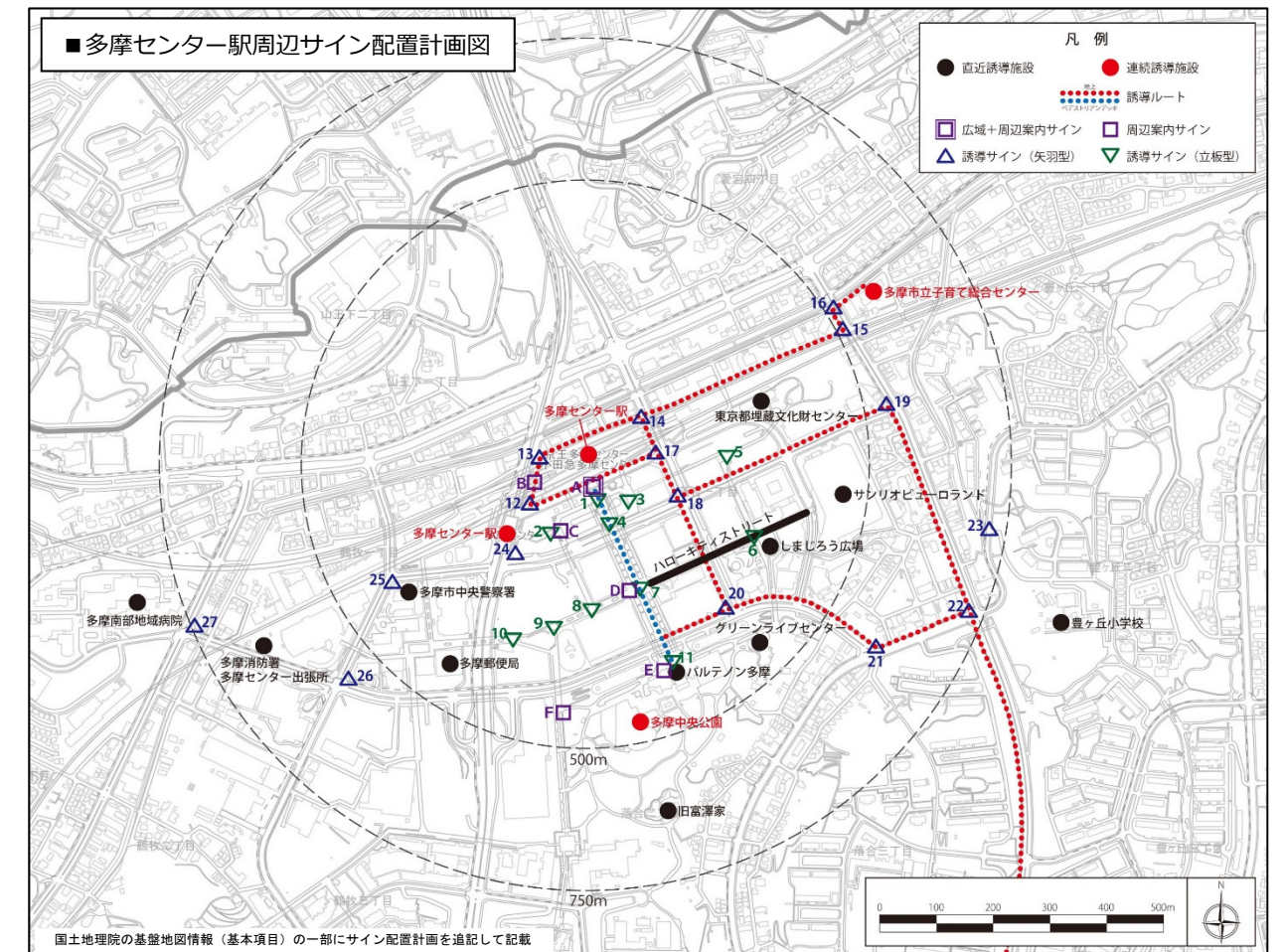
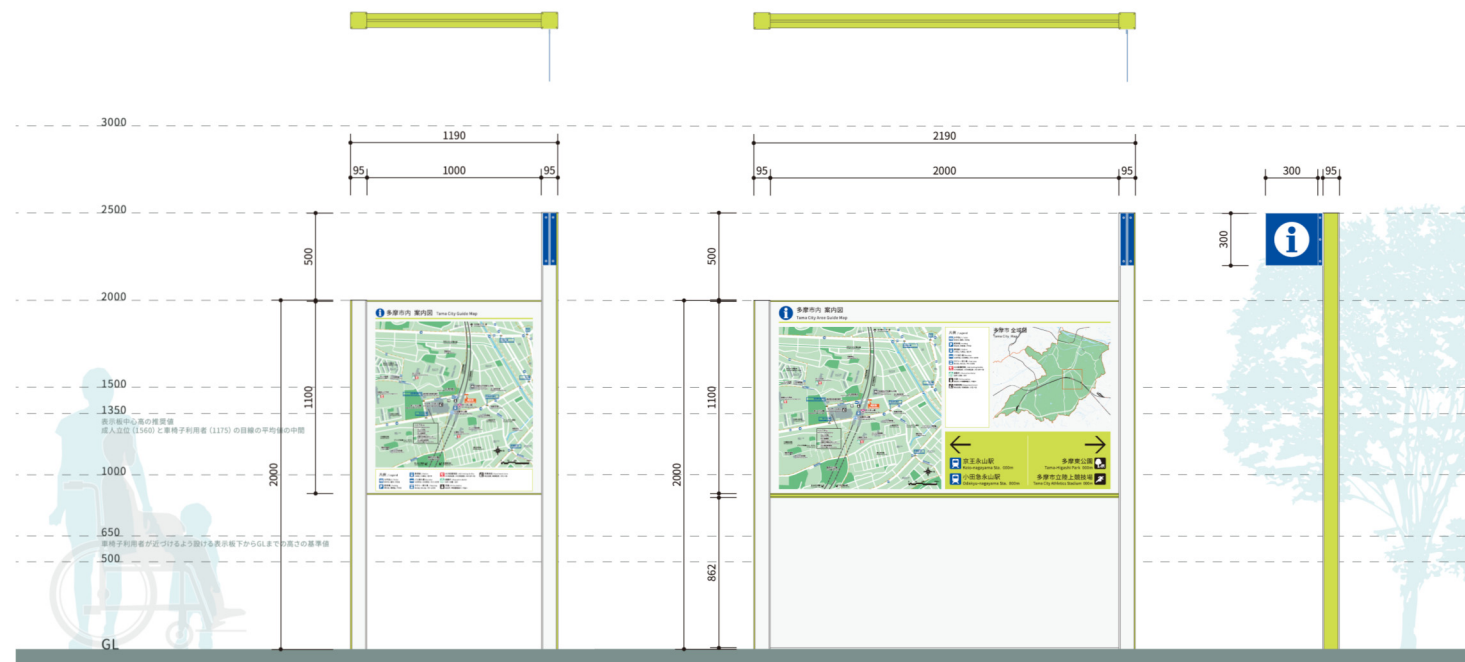
②デザインイメージ図(左：矢羽型/右：立板型)



8. 重点エリアにおけるサイン整備計画

永山駅、多摩センター駅、唐木田駅、および聖蹟桜ヶ丘駅を中心に、概ね 500~750m のエリアを公共サイン整備の重点エリアとして設定し、より詳細なサインの設置位置等について取りまとめる。

②デザインイメージ図(左：周辺案内サイン/右：広域+周辺一体型案内サイン)



国土地理院の基盤地図情報(基本項目)の一部にサイン配置計画を追記して記載